

○女川町中小企業災害特別融資利子補給金交付要綱

平成24年3月30日訓令甲第25号

(趣旨)

第1条 平成23年3月11日発生した東日本大震災（以下「震災」という。）により被害を受けた中小企業者の企業経営再建に必要な設備及び経営の維持回復を図るため、中小企業者が女川町中小企業融資あっせん規則（平成6年女川町規則第7号。以下「あっせん規則」という。）第9条の規定による災害特別枠の資金を借り入れた場合に、予算の範囲内において災害特別融資利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、女川町補助金等の交付に関する規則（平成8年女川町規則第6号。以下「補助金等規則」という。）及びあっせん規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象者)

第2条 利子補給金の交付対象者は、次のとおりとする。

(1) 震災により直接被害を受けた中小企業者で、町が発行する被災証明書の交付を受けているもの

(2) 宮城県信用保証協会の保証を受けたもの

(特定金融機関)

第3条 この要綱において「特定金融機関」とは、町と宮城県信用保証協会の相互協定により融資のあっせんを行う金融機関をいう。

(利子補給の額)

第4条 利子補給の額は、特定金融機関の定める償還方法に基づき、毎年1月1日から12月31までの期間（以下「計算期間」という。）に払い込む約定利息（延滞金を除く。）のうち1.5%相当額以内とする。

(利子補給の期間)

第5条 利子補給の期間は、中小企業者が特定金融機関から貸付けを受けた日から起算して3年以内とする

(利子補給金の申請等)

第6条 利子の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、借入先の特定金融機関から借入状況等について次項に規定する記載を受けた上で、女川町災害特別資金利子補給金交付申請書（様式第1号）を計算期間の翌年の1月末までに町長に提出しなければならない。

2 前項の借入先の特定金融機関は、計算期間の約定利息等の支払を確認後、申請書の借入金額等

に係る欄に必要事項を記載し証明するものとする。

(利子補給金の確定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、利子補給金の額を確定し、女川町中小企業災害融資利子補給金確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 利子補給金は、前項の規定による利子補給金の交付額確定後に支払うものとする。

(交付制限)

第8条 利子補給金の交付を受けた者は、あっせん規則及びこの要綱の趣旨を遵守するとともに、あっせん規則に基づき借り入れた資金を他の目的に使用してはならない。

2 町長は、利子補給金の交付を受けた者が前項の規定に違反したと認められるときは、利子の補給を中止するとともに、既に交付した利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

3 あっせん規則の規定に基づき、融資あっせんの決定を受けた者が借入期間を変更しようとするときは、利子の補給は行わない。ただし、町長が利子の補給を承認した場合は、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

女川町災害特別融資利子補給金交付申請書
(兼 利子支払額証明書)

年 月 日

女川町長 殿

申請者 住所
氏名 印

女川町中小企業災害特別融資利子補給金交付要綱(女川町訓令甲第25号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり 年分の利子補給金の交付を申請します。

記

1 利子補給金交付申請額

| 借入先 金融機関 | 借入金額 | 借入期間 | 約定利息支払額 | 利子補給金申請額 |
|-------------|------|------|---------|----------|
| | 円 | | 円 | 円 |

2 利子補給金振込先

| | | |
|----------------|---------------|--|
| 金融機関名 支店・本店 | フリガナ 口座名義人 | |
| 口座種別 普通・当座 | 口座番号 | |

| | |
|-------------------------|--------------------|
| 借入金額 | 円 |
| 借入期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 償還金額 (前年1/1~12/31まで) | 円 (うち約定利息支払額 円) |

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

金融機関名
代表者氏名

様式第2号(第7条関係)

特別融資資金利子補給金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 殿

女川町長 印

年 月 日付けで申請のあった 年分の利子補給金の額を下記のとおり確定した
で、女川町中小企業災害特別融資利子補給金交付要綱（平成24年女川町訓令甲第25号）第7条
第1項の規定により通知します。

記

交付決定金額 円